

学校法人日本医科大学治験標準業務手順書 内規

第1版 2023年 10月 18日

第1条 この内規は、学校法人日本医科大学治験標準業務手順書 第38条について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 外部IRBへ調査審議を委託した場合、外部IRBより審査結果を受け取り後、院長は本手順書 第3条に準じて治験の実施について指示を行い、また当院の治験審査委員会へ報告を行う。

附 則

この内規は、2023年11月1日から施行する。